

奈良県大規模小売店舗立地審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十二号

奈良県大規模小売店舗立地審議会規則の一部を改正する規則

奈良県大規模小売店舗立地審議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

5 審議会は、会長が審議会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、持回りによる審議をすることができる。

第七条中「産業政策課」を「産業振興総合センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。